第７章　防災指針

１．居住誘導区域における災害リスクの分析

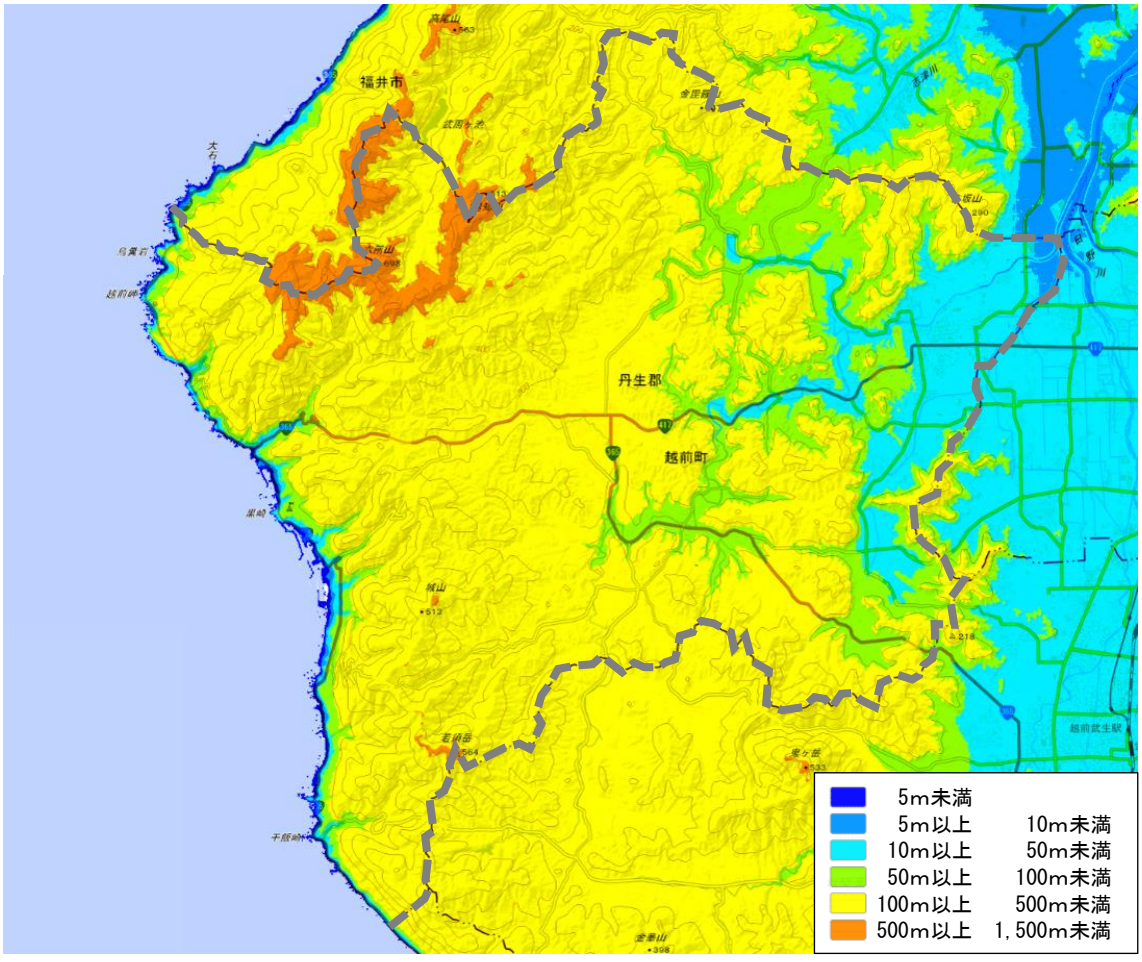
防災指針は、居住誘導区域における居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、改正都市再生特別措置法（令和２年（2020 年）９月施行）において新たに位置づけられたものです。

居住誘導区域内における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施することが求められており、災害リスクの分析により災害リスクの高い地域を抽出し、防災指針を定めるとともに、この指針に基づく具体的な取り組みを位置づけるものとします。また、分析の対象とする災害ハザード情報は、「都市計画関連の規制等」における全てのレッドゾーンと、イエローゾーンのうち「災害発生時の危険度が高い地域」を基本とします。ただし、「浸水被害防止区域（レッドゾーン）」、「地すべり防止区域（レッドゾーン）」「津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）」、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」は、用途地域内に区域指定がないため分析の対象外とします。

（１）災害ハザード情報の収集・整理

①地勢（標高）

本町は丘陵地が多く、概ね標高 100m以上 500m未満の区域となっており、標高 10m以上 50m未満の平地の区域は、鯖江市と隣接する朝日地区の他、越前地区の沿岸部や国道 417 号の一部沿線地区のみとなっています。

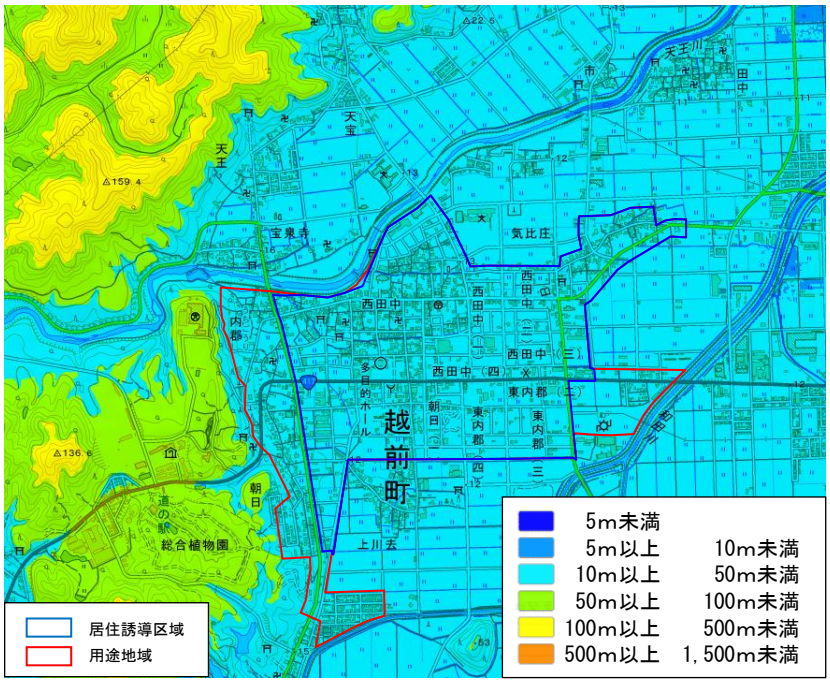


■越前町全体の標高

資料：国土地理院　標高図

【朝日地区】

朝日地区の居住誘導区域は、標高 10m以上 50m未満の平地に位置しています。居住誘導区域の北側には天王川があり、西側は標高 50m以上 100m未満の丘陵地になっています。

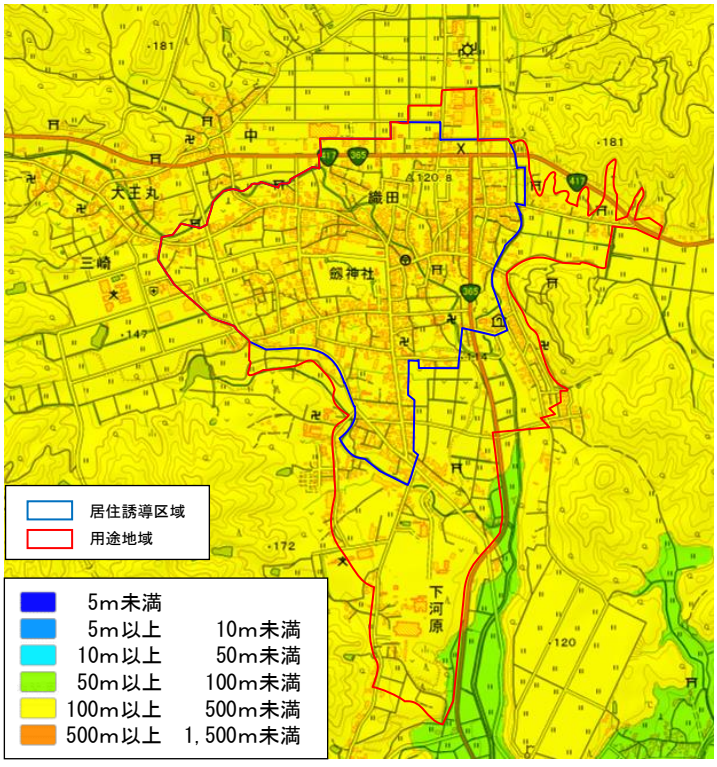


資料：国土地理院 標高図

■朝日地区の標高

【織田地区】

織田地区の居住誘導区域は、標高 100m以上 500m未満の丘陵地に位置しています。居住誘導区域内を天王川の支流である織田川が流下しています。



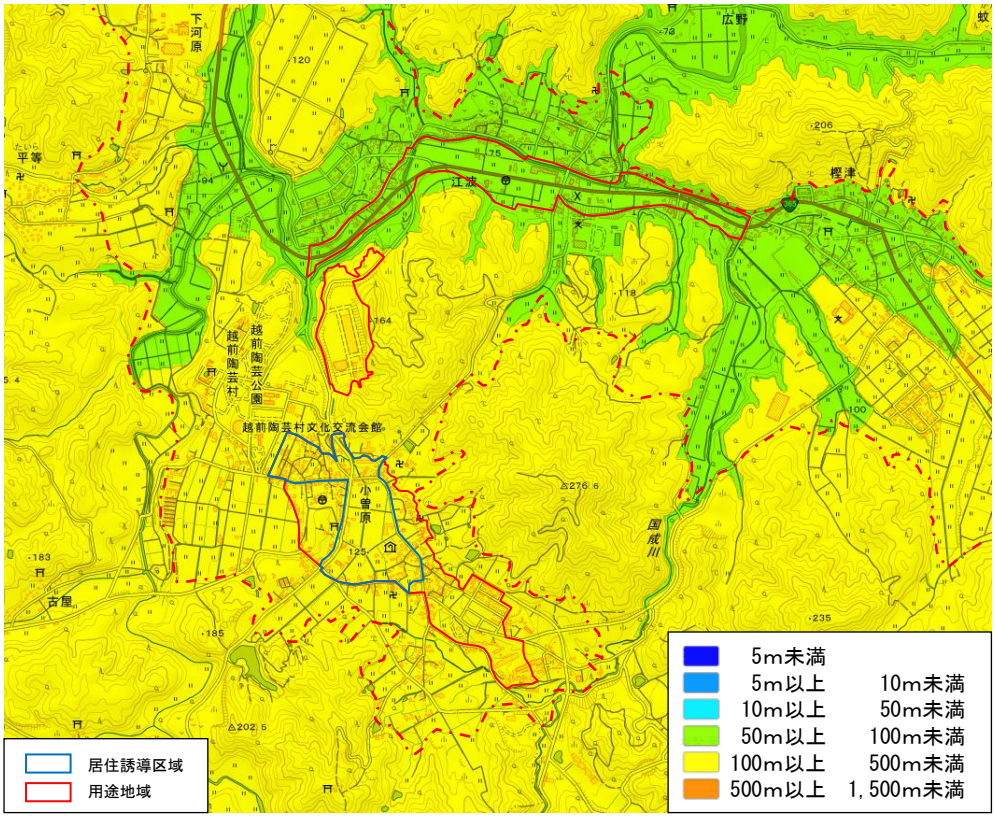
■織田地区の標高

資料：国土地理院 標高図

【宮崎地区】

江波地区は、標高 50m以上 100m未満の区域にあり、周囲を丘陵地に囲まれており、用途地域の北側には天王川が流下しています。

小曽原地区の居住誘導区域は、100m以上 500m未満の丘陵地に位置しています。

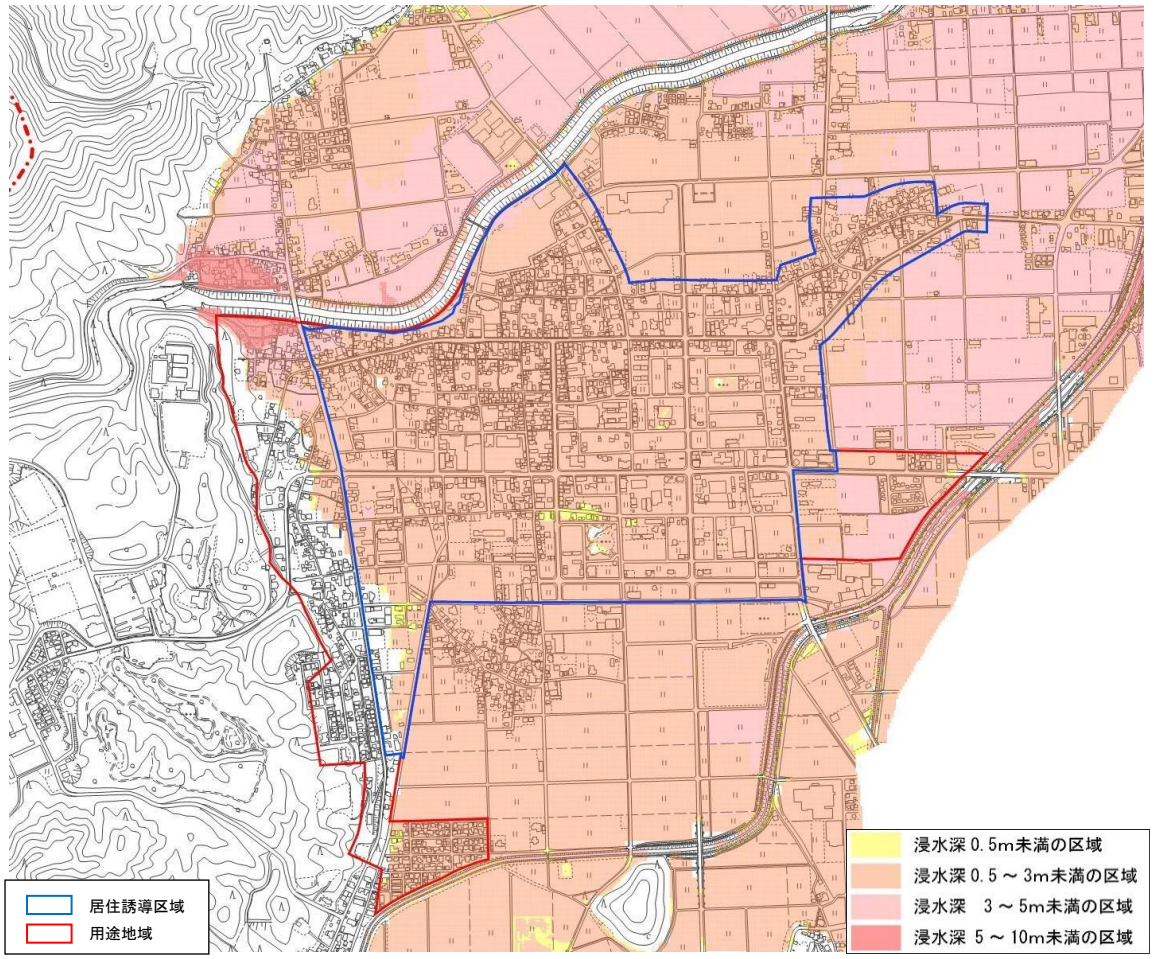


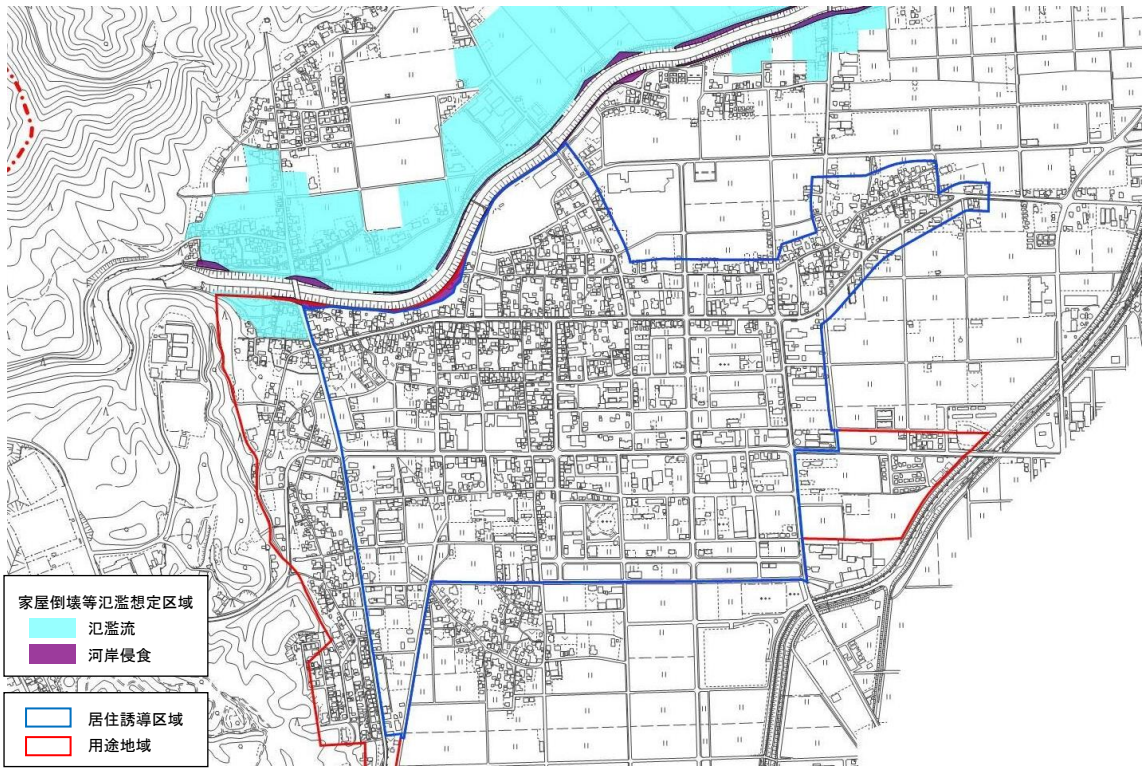
■宮崎地区の標高

資料：国土地理院 標高図

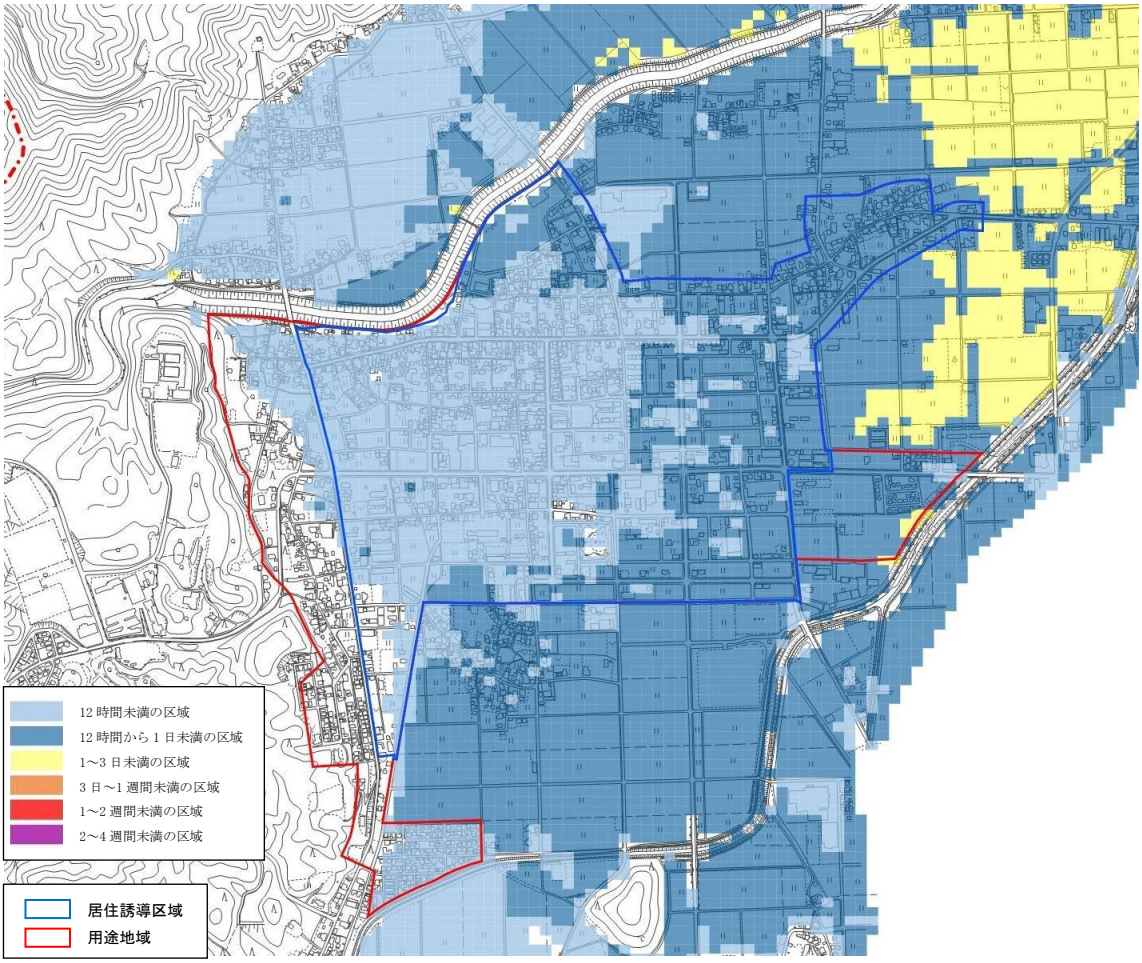
②水災害（想定最大規模降雨による浸水深）

【朝日地区】洪水浸水想定区域図（天王川：2022 年 9 月 6 日）





浸水継続時間（天王川：2022 年 9 月 6 日）

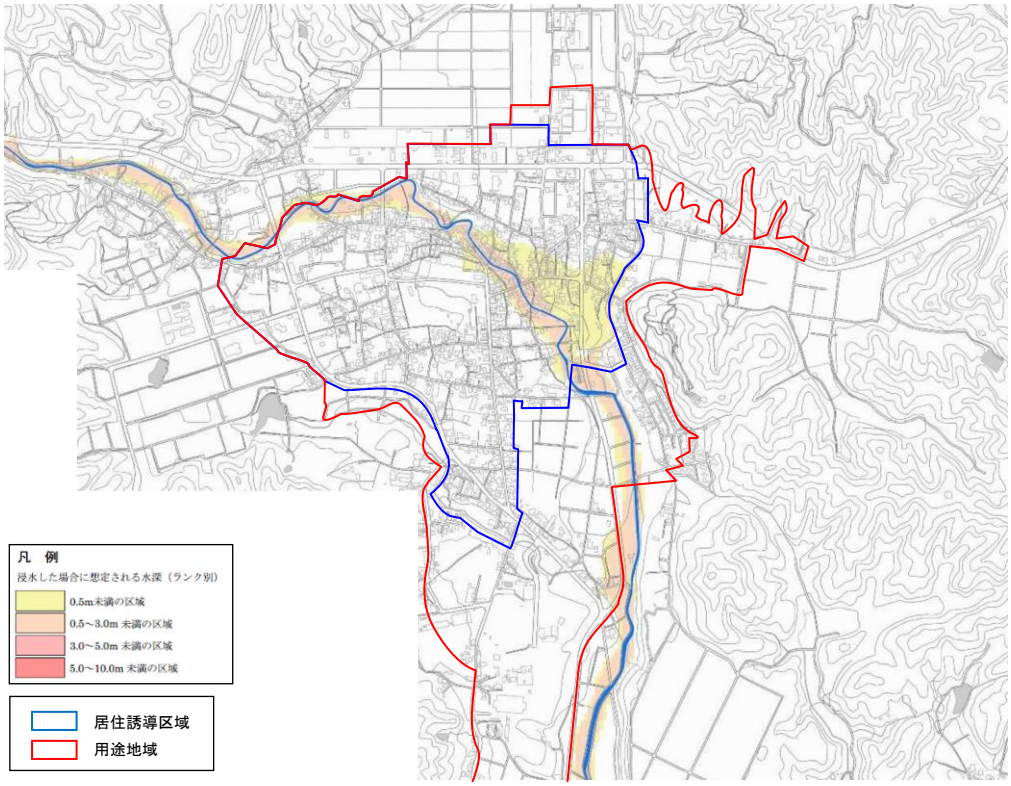


居住誘導区域の北側に天王川があり、居住誘導区域のほぼ全域が想定最大規模降雨による浸水深 0.5～3m未満の浸水が想定されています。

また、天王川の沿線に家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）の指定があり、用途地域指定地区内にも指定区域があります（居住誘導区域から除外）。

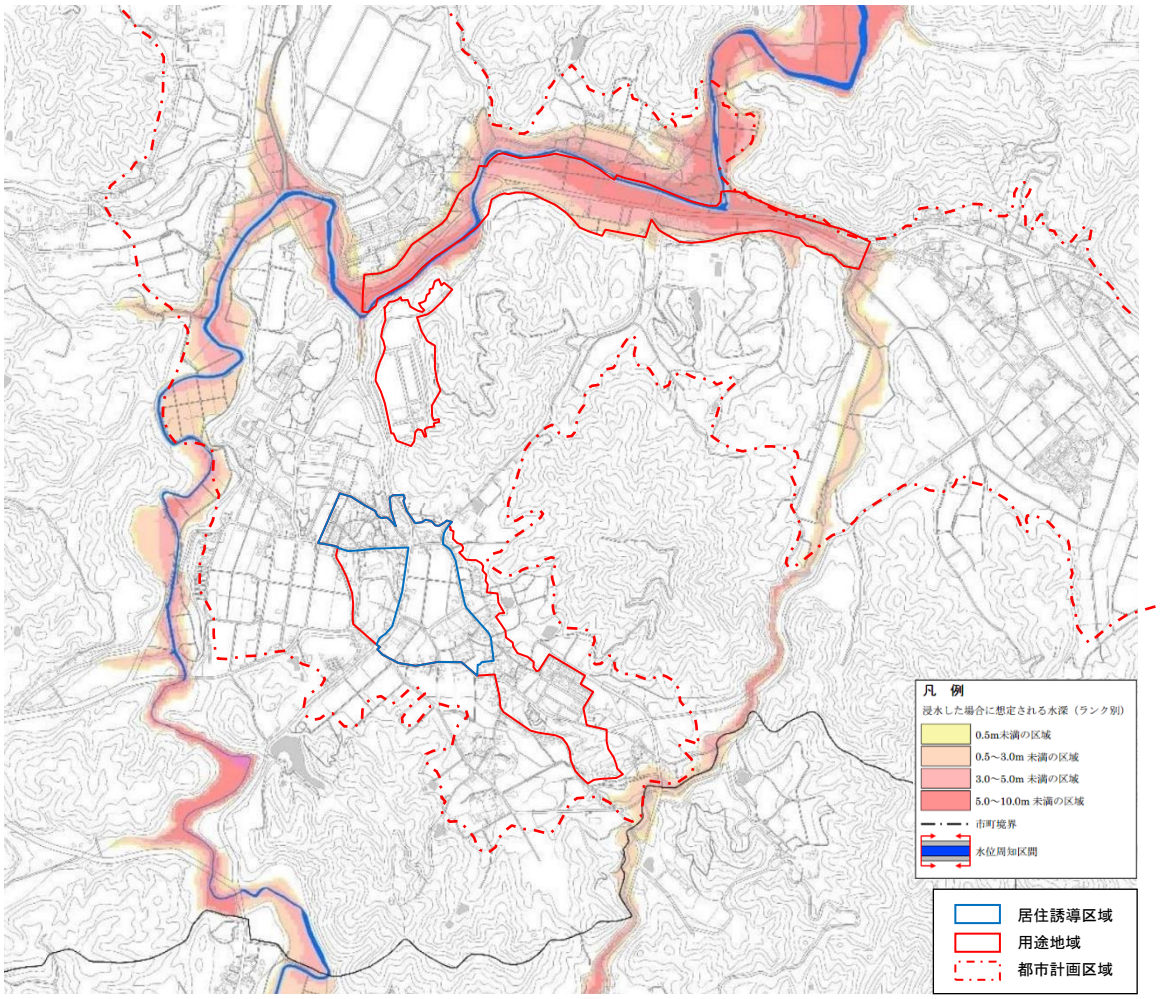
浸水継続時間は、居住誘導区域の多くの部分が「12 時間未満の区域」となっており、北部及び東部の一部が「12 時間～1 日未満の区域」となっています。

【織田地区】水害リスク図（織田川：2020 年 5 月 26 日）



織田地区では、天王川の支流である織田川が居住誘導区域を横断しています。織田川の沿川では想定最大規模降雨で浸水深 0.5～3m未満の浸水が想定されており、一部浸水深 3～5m未満の浸水が想定されている区域があります。

【宮崎地区】水害リスク図（天王川：2020 年 6 月 30 日）

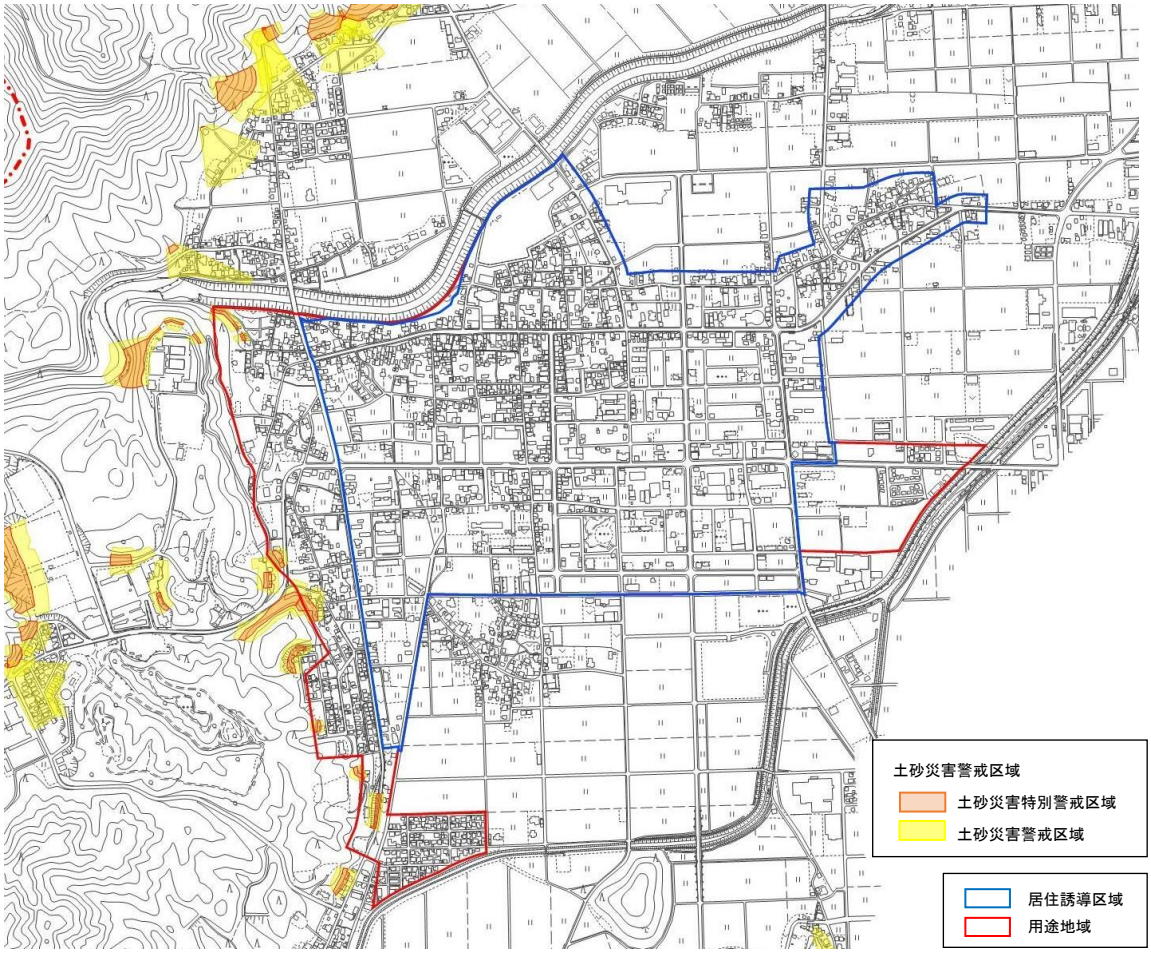


宮崎地区にも天王川が流下しており、江波地区には水害リスクの区域があり、想定最大規模降雨で浸水深 5～10m未満の浸水が想定されている区域があります。

小曽原地区には水害リスクの区域はありません。

③土砂災害

【朝日地区】土砂災害警戒区域図



【朝日地区】

用途地域の西側の丘陵地の一部に土砂災害警戒区域の指定がありますが、居住誘導区域内には指定はありません。

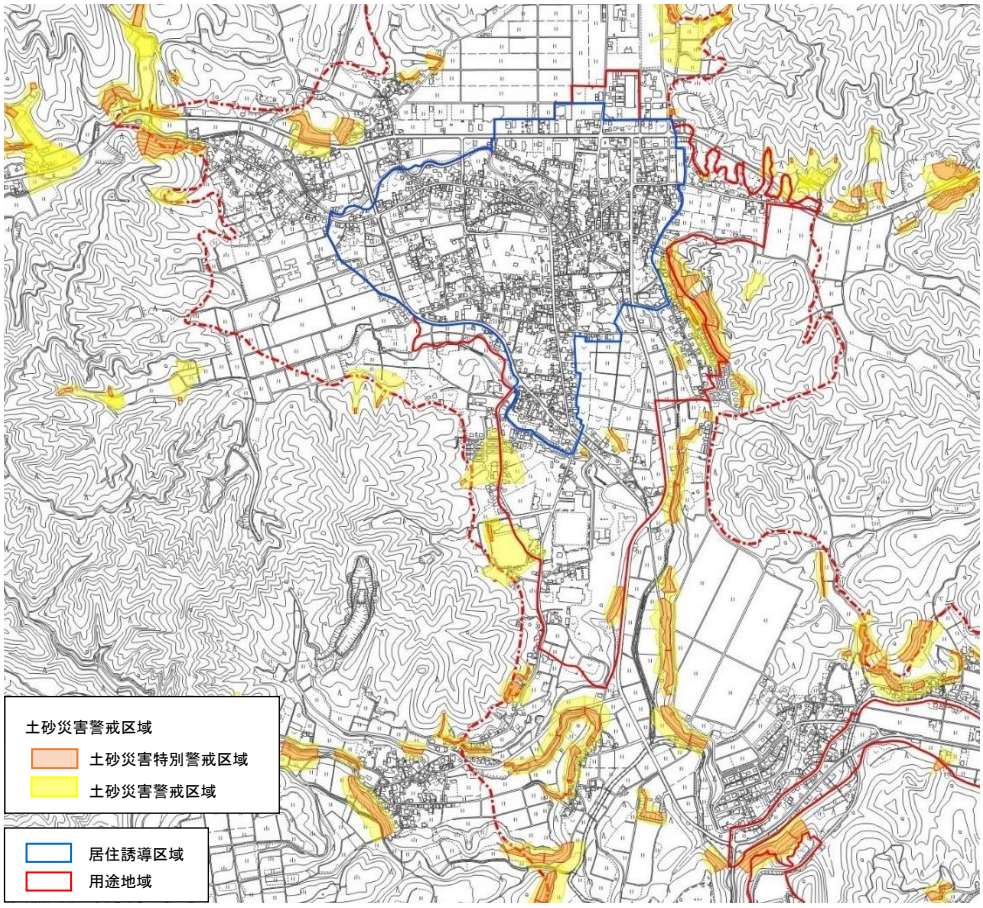
【織田地区】

居住誘導区域周辺の丘陵地の一部に土砂災害警戒区域の指定がありますが、居住誘導区域内には指定はありません。

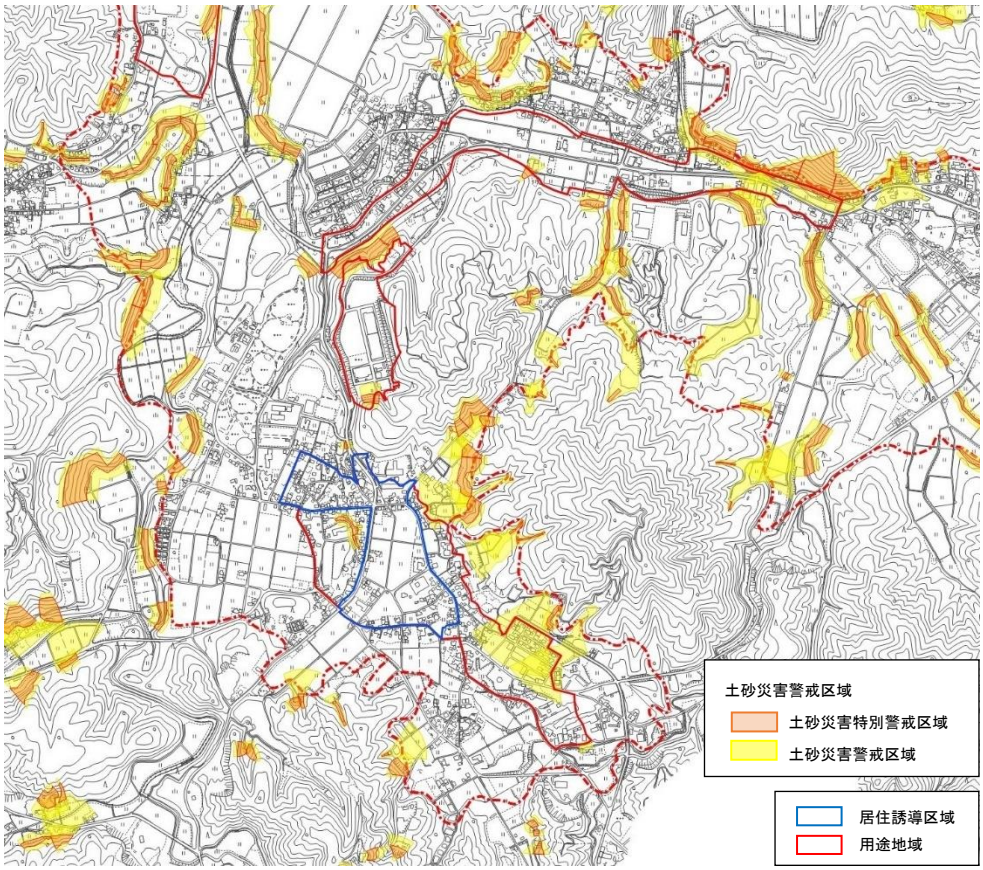
【宮崎地区】

居住誘導区域周辺の丘陵地の一部に土砂災害警戒区域の指定はありますが、居住誘導区域内には指定はありません。

【織田地区】土砂災害警戒区域図

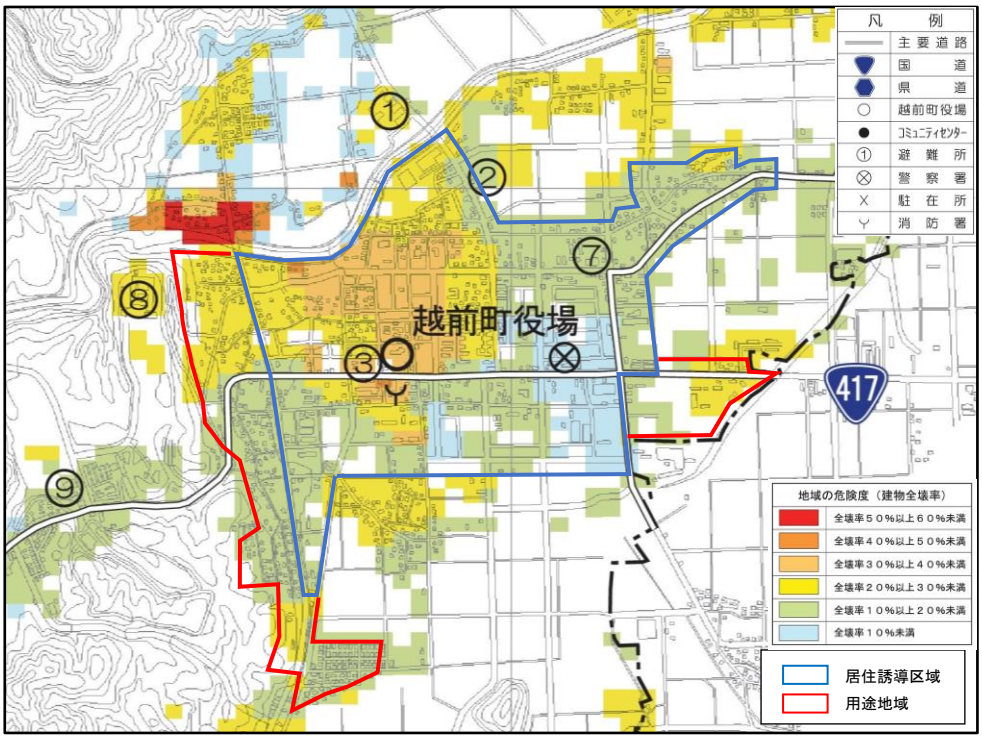


【宮崎地区】土砂災害警戒区域図



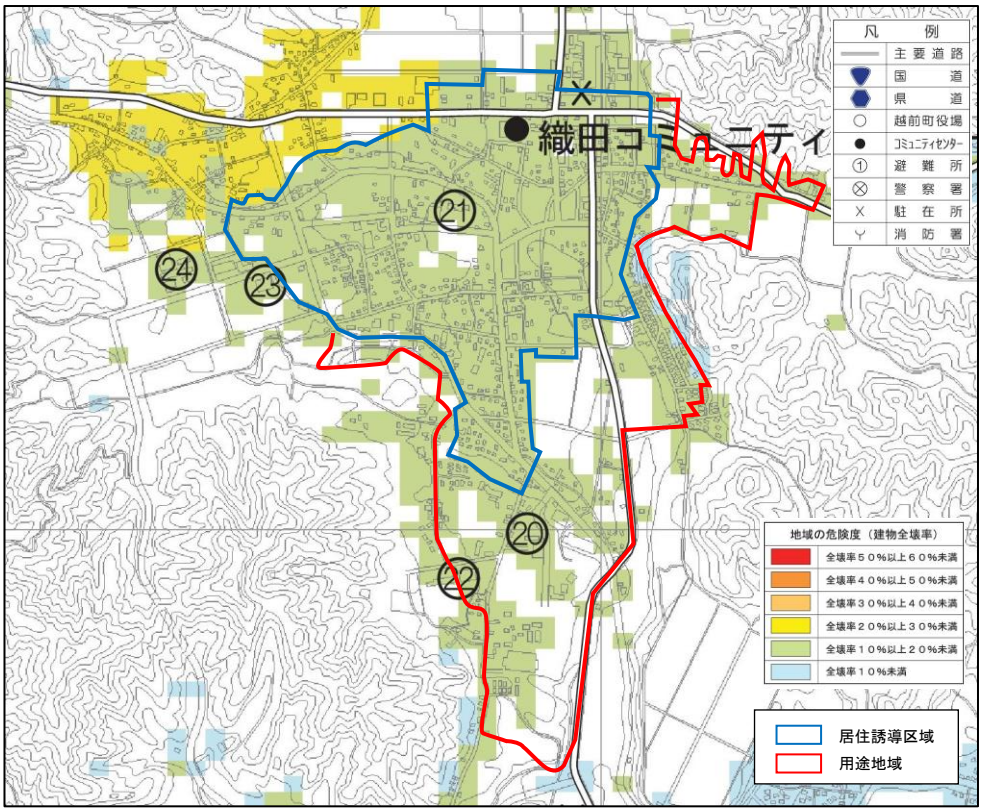
④地震に関する災害

【朝日地区】地域の危険度マップ（平成 23 年 4 月）



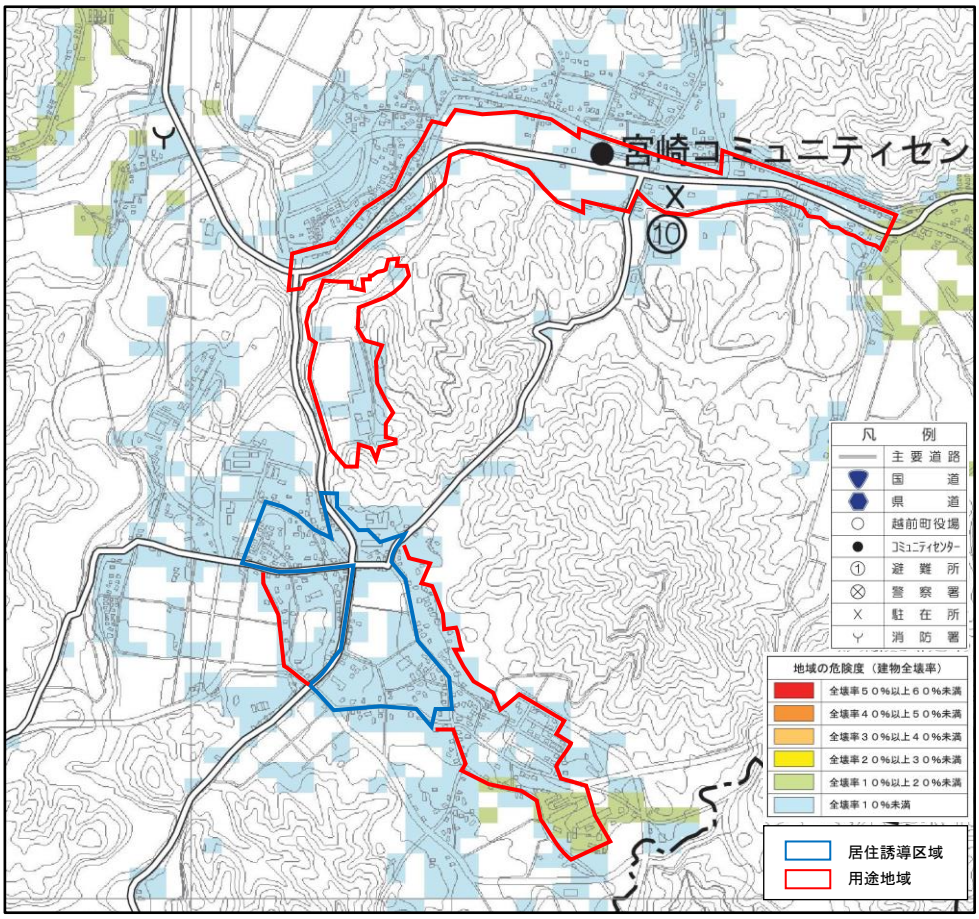
※越前町地震防災　地域の危険度マップに加筆

【織田地区】地域の危険度マップ（平成 23 年 4 月）



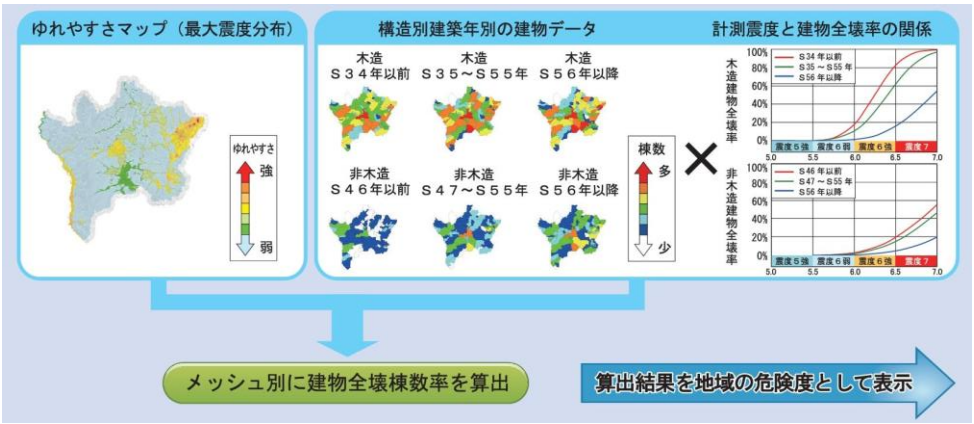
※越前町地震防災　地域の危険度マップに加筆

【宮崎地区】地域の危険度マップ（平成 23 年 4 月）



※越前町地震防災　地域の危険度マップに加筆

参考：算出方法（越前町地震防災　地域の危険度マップより）



地域の建物棟数と想定される最大震度から推定される構造別建築年別の建物全壊率を掛け合わせ、各地域で想定される「全壊する建物の割合」を推計し、大規模地震時における地域の危険度として表示します。

（２）災害リスクの高い地域の抽出

①災害リスクの重ね合わせ

災害リスクのある区域の情報を重ねあわせて、居住誘導区域及びその周辺における災害リスクの高い地域を抽出します。

災害リスクの高い地域を抽出する際は、主に次の事項を考慮します。

①浸水深が深い区域（浸水深 3m以上）

○浸水深が 3mを越える区域は、一般的な住宅の２階床面の高さを超えるおそれがあり、建物の上階へ垂直避難した場合でも危険が伴うとされています。



	出水時の心構え
浸水深 3m以上の区域	２階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3mの区域	１階床上浸水になり、平屋住宅または集合住宅 1 階の住民は、避難情報のみならず、必ず避難所等の安全な場所に避難

②浸水継続時間が長い区域（3 日以上）

○浸水が長期間継続する区域では、自宅の 2 階等へ避難した場合であっても、次のような問題が生じる可能性があります。

- 建物の外へ避難できない
- 電気、ガス、水道等のライフラインが停止する
- 傷病者が発生した場合の対応が困難となる
- 備蓄していた飲料水や食料等が不足する
- 衛生環境が悪化する
- 必要な情報を入手できない　　等

③家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

○家屋倒壊等氾濫想定区域には、「氾濫流」と「河岸侵食」の２種類があります。

【氾濫流】

・河川堤防の決壊または洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域

【河岸侵食】

・洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



【氾濫流】



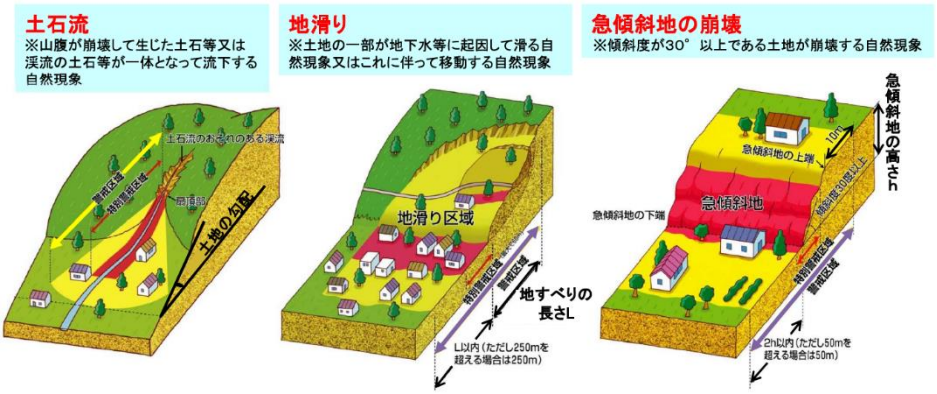
【河岸侵食】

④土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）

○土砂災害に関する区域は、次のとおり区分します。

レッドゾーン　：土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

イエローゾーン：土砂災害警戒区域



⑤大規模地震による倒壊と延焼

⑤-１　耐震基準

耐震基準を満たしていない建築物は、地震による倒壊のリスクに加え倒壊後に延焼を拡大させる要因となるおそれや、通行障害の要因となるおそれがあります。

耐震基準は、一定の強さの地震に耐えられるよう、建築基準法で定められた最低限の基準であり、大規模地震の発生等を踏まえて見直されてきました。

昭和 56 年の改正は、耐震基準の節目とされており、昭和 56 年 5 月 31 日までの基準は「旧耐震基準」、同年 6 月 1 日以降の耐震基準は「新耐震基準」といいます。

耐震基準	震度５程度の中地震	震度６強程度
旧耐震基準 （1981 年 5 月 31 日以前）	倒壊・崩壊しない	（基準なし）
新耐震基準 （1981 年 6 月 1 日以降）	軽微なひび割れ程度にとどまる	倒壊・崩壊しない

⑤-２　ゆれやすさ（出典：越前町ゆれやすさマップ（H23.４作成））

本町に大きな影響をおよぼす可能性のある以下の地震の予測震度を重ね合わせ、最大となる予測震度をゆれやすさとし、それを地図に色で示したものがゆれやすさマップです。

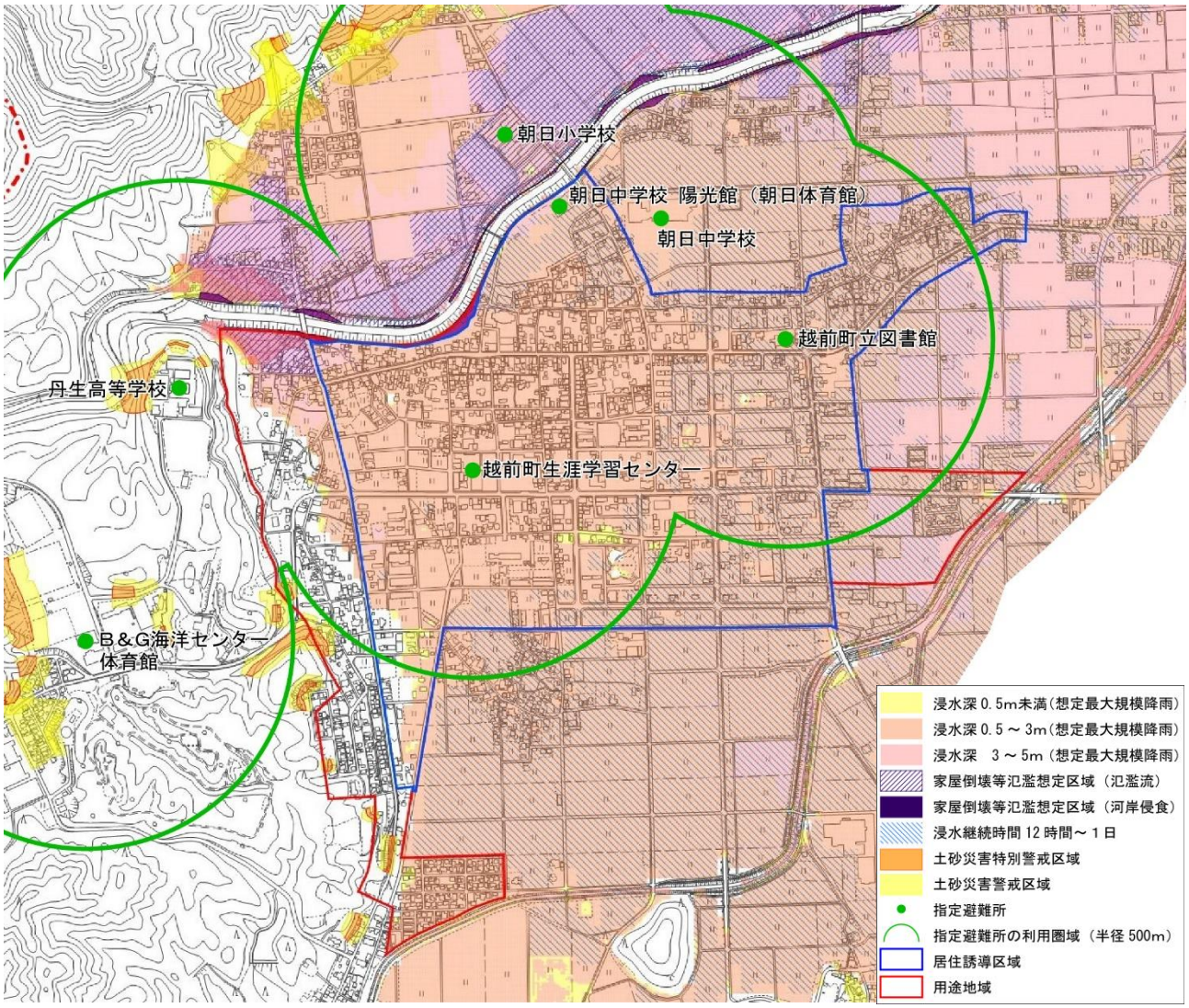
①柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部北部での地震
②福井平野東縁断層帯西部での地震
③福井平野東縁断層帯主部での地震
④どこでも起こりうる直下の地震



出典:「防災科学技術研究所 地震ハザードステーション」

越前町付近の断層位置

【朝日地区】災害リスク重ね合わせ図



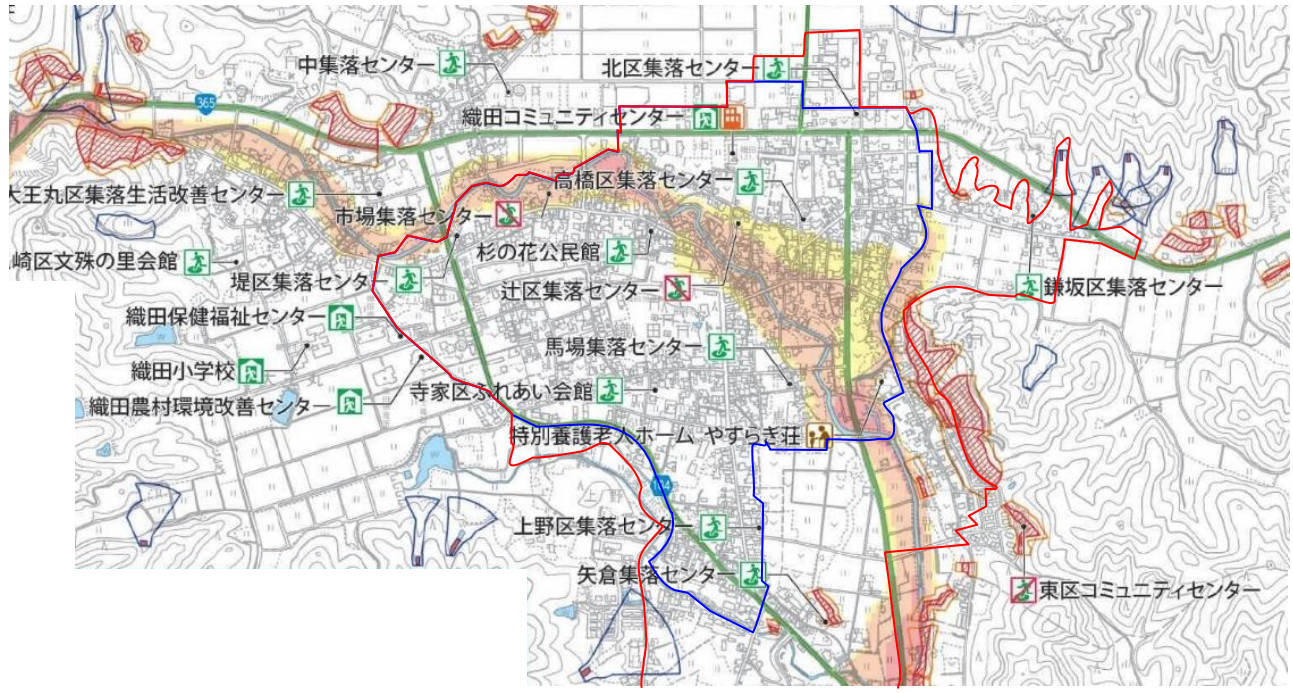
居住誘導区域には、ほぼ全域に浸水が想定されていますが、浸水深が深い区域（浸水深が 3m以上）はなく、浸水継続時間は 1 日未満となっています。ただし、居住誘導区域に接して、天王川沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）があります。

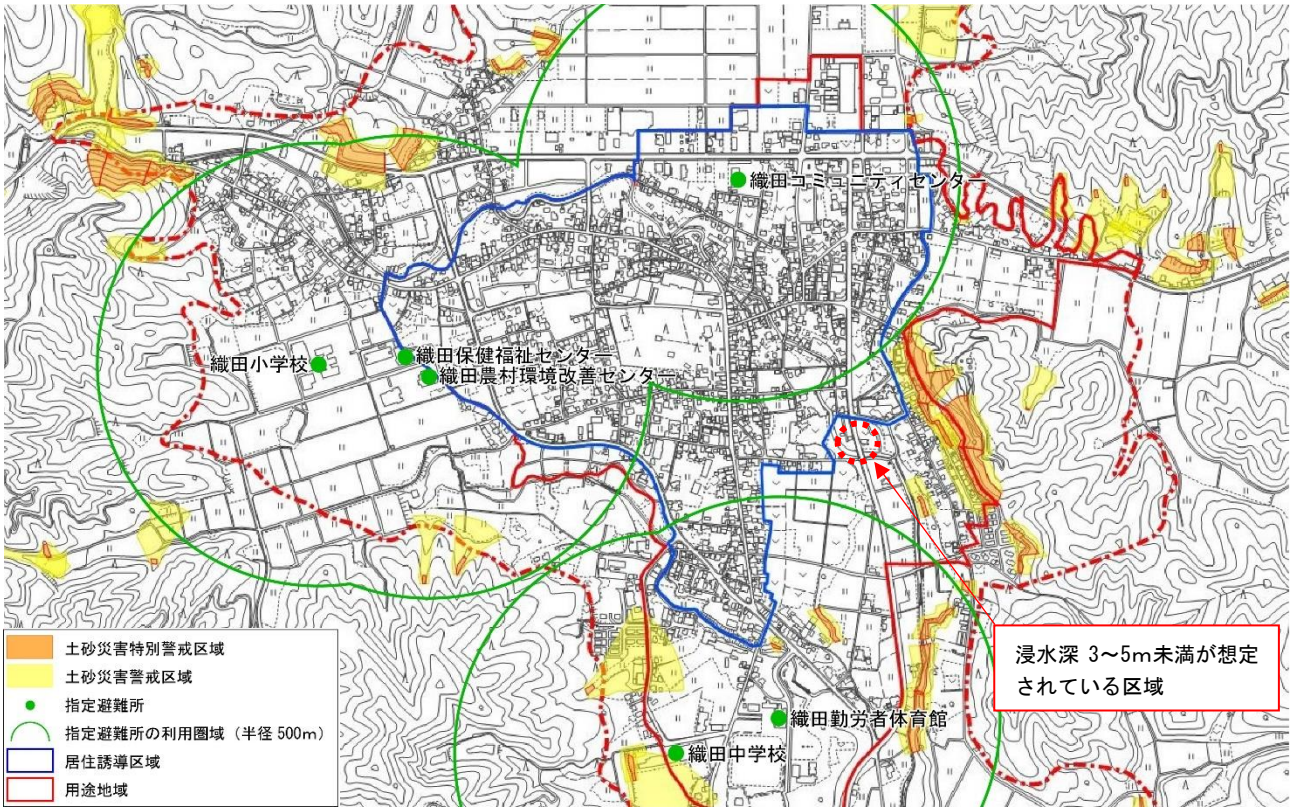
土砂災害については、居住誘導区域内に警戒区域はありません。

また、一部を除いて指定避難所から概ね 500mの利用圏域に含まれています。

これらのことから、朝日地区の居住誘導区域内には災害リスクの高い地域はないと考えられます。ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に隣接する区域については、災害リスクの高い地域に準じた対策が必要と考えられます。

【織田地区】災害リスク重ね合わせ図





居住誘導区域には、織田川に沿って浸水が想定されており、概ね浸水深 3m未満の区域となっています。隣接して、一部に浸水深が深い区域（浸水深が 3m以上）があります。

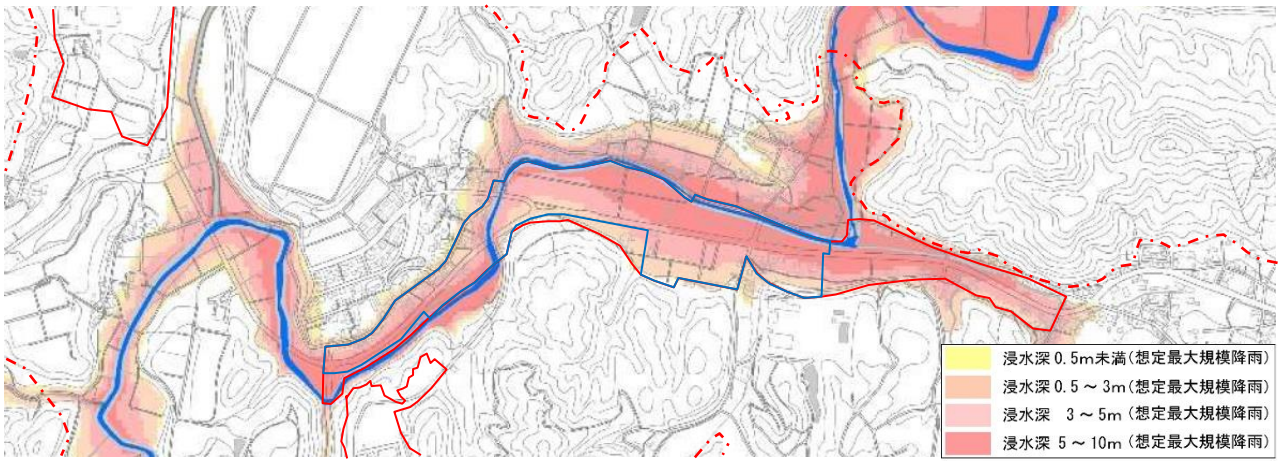
土砂災害については、居住誘導区域内に警戒区域はありません。

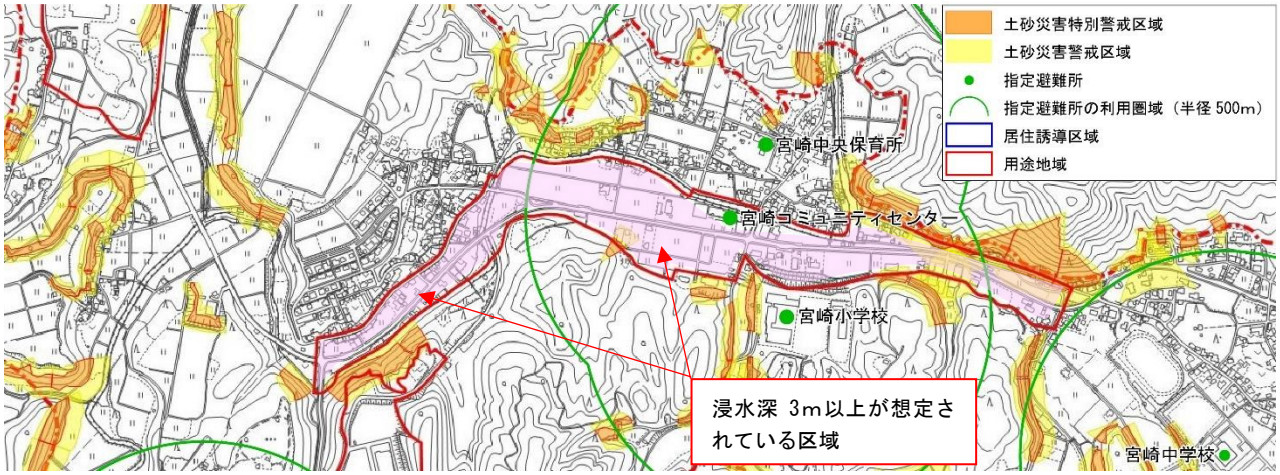
また、一部を除いて指定避難所から概ね 500mの利用圏域に含まれています。

これらのことから、織田地区の居住誘導区域内には災害リスクの高い地域はないと考えられます。

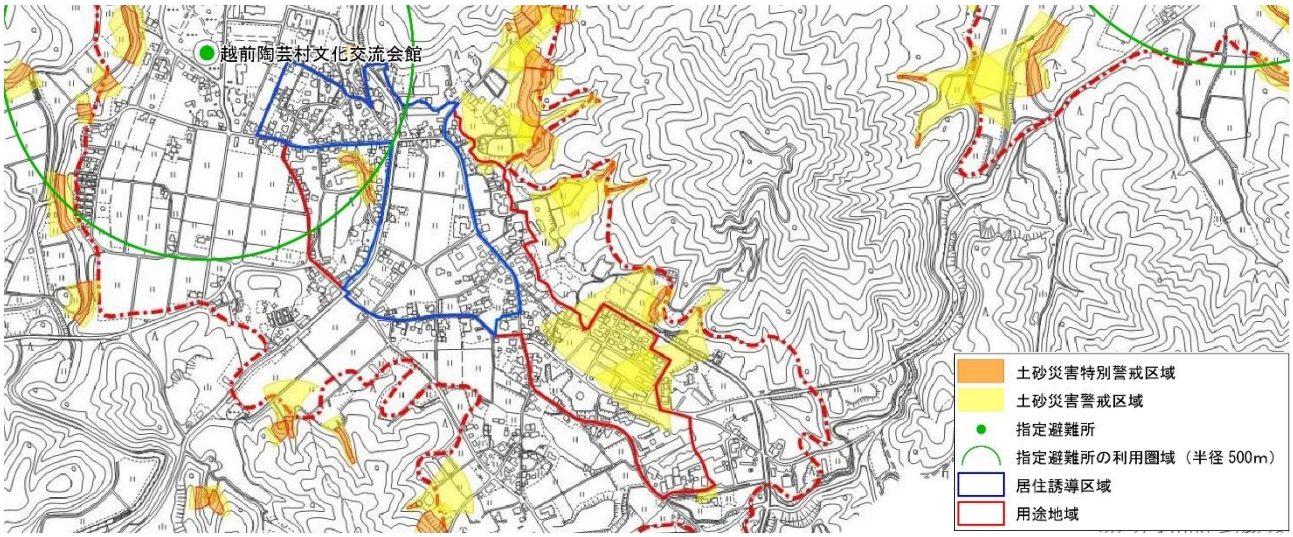
【宮崎地区】災害リスク重ね合わせ図

〇江波地区





〇小曽原地区



江波地区の用途地域指定地区は、浸水深が深い区域（浸水深が 3m以上）になっており、小曽原地区の居住誘導区域には浸水が想定されている区域はありません。

土砂災害については、居住誘導区域内に警戒区域はありません。

これらのことから、江波地区には災害リスクが高い区域はありますが、小曽原地区の居住誘導区域には災害リスクの高い地域はないと考えられます。

②災害リスクの状況

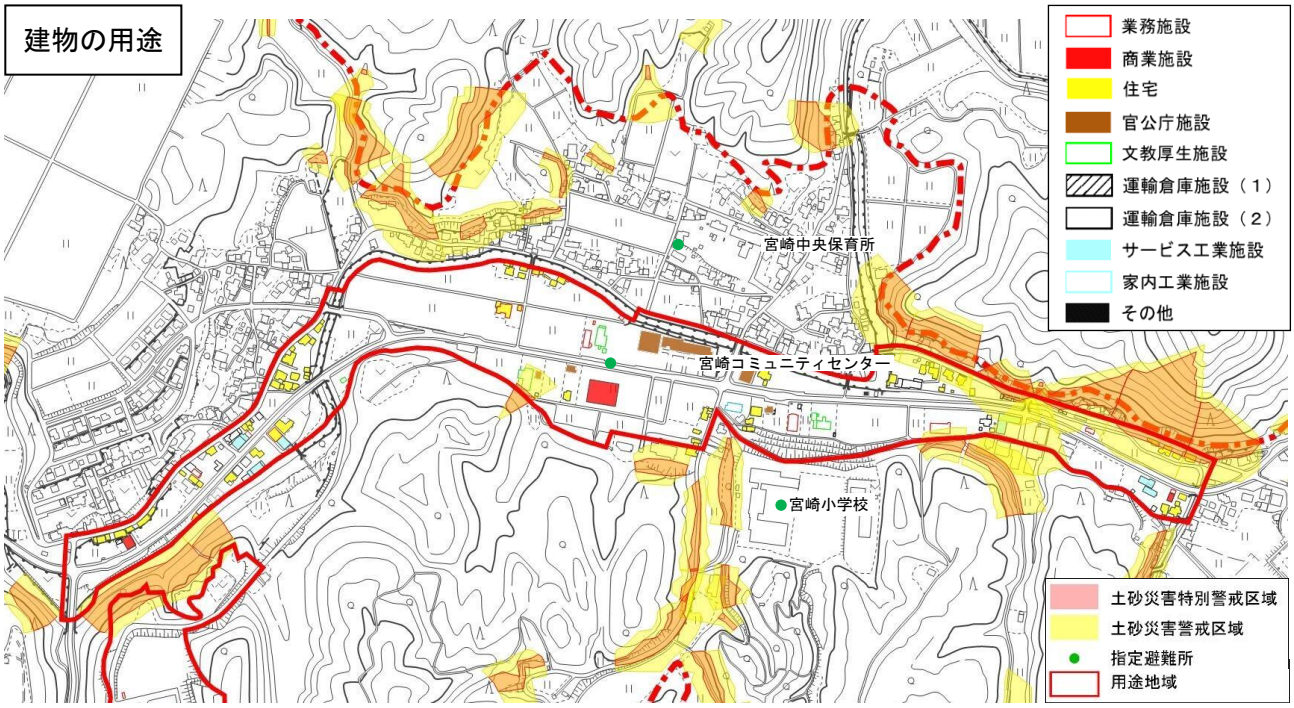
居住誘導区域における災害リスクの状況を整理すると、災害リスクの要因が重複する区域はありませんが、天王川や織田川の沿川地区には水害のリスクがあります。宮崎地区の江波地区は浸水深 5～10ｍの浸水が想定されている区域があります。

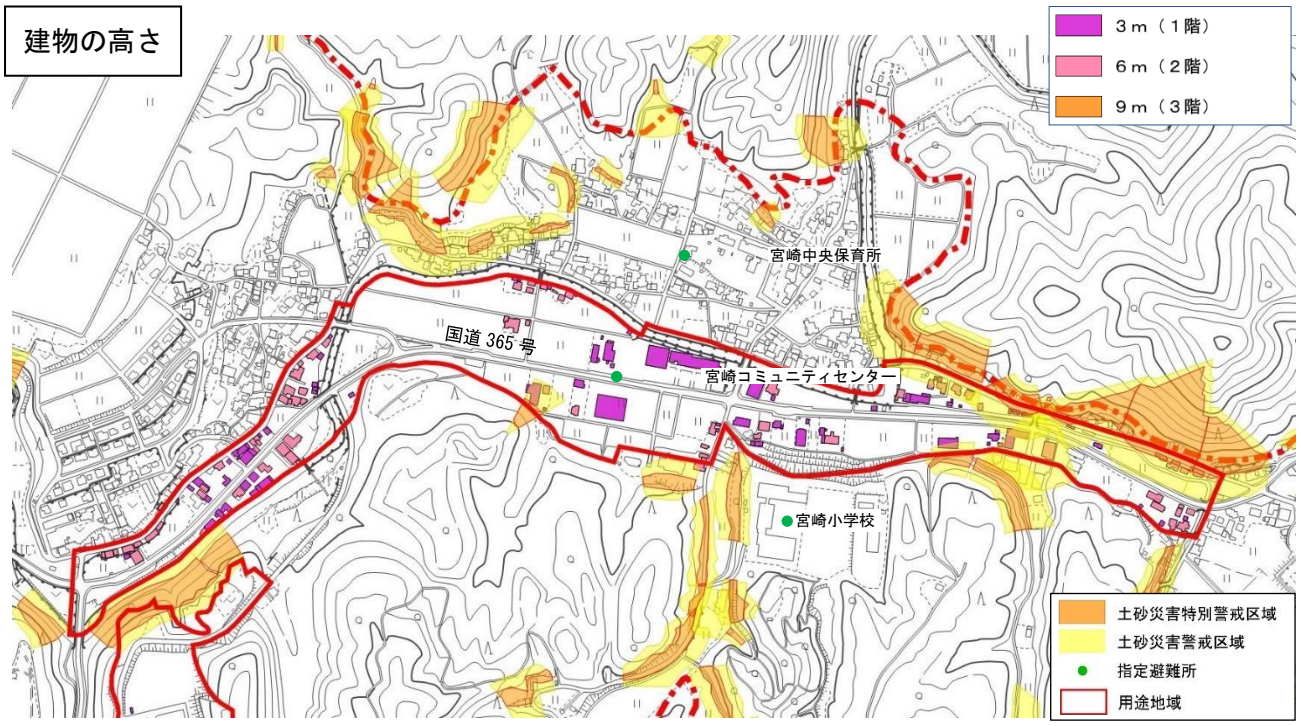
また、朝日地区の西側や織田地区、宮崎地区は、周辺が丘陵地になっていることから部分的に土砂災害のリスクがあります。

加えて、地震に関しては、災害リスクは場所を問わず普遍的に存在していますが、特に朝日地区では、旧耐震基準の建造物が多いことから、大規模な地震の発生により、住宅倒壊のリスクがあります。また、上下水道については、一部の施設が耐震化されているものの、大規模な地震の発生により、断水等のリスクがあります。

		①浸水深が深い区域（3m以上）	②浸水継続時間が長い区域（3日以上）	③家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）	④土砂災害警戒区域等	災害リスクの状況
朝日地区		ほぼ全域 0.5～3m	1日未満	居住誘導区域から除外	－	・水害のリスクはありますが、災害リスクが高い区域はありません。 ・家屋倒壊等氾濫区域に隣接する地区域は、災害リスクが高い区域に準じた対策が必要です。
織田地区		織田川沿川 3m未満	－	－	隣接	・区域に隣接して土砂災害警戒区域がありますが、区域内に災害リスクが高い区域はありません。 ・区域に隣接して浸水深が深い区域があり、指定避難所への早期避難などの対策が必要です。
		一部 3～5m 居住誘導区域から除外				
宮崎地区	江波地区	ほぼ全域 3～10m 居住誘導区域から除外	－	－	隣接	・居住誘導区域はありませんが、地区のほぼ全域が浸水深が深い区域であり、指定避難所への早期避難などの対策が必要です ・指定避難所の見直しや避難路の整備が重要です。
	小曽原地区	－	－	－	隣接	・区域に隣接して土砂災害警戒区域がありますが、区域内に災害リスクが高い区域はありません。

【宮崎地区（江波地区）】





宮崎地区（江波地区）は、国道 365 号の沿道に線的に指定された用途地域があり、宮崎コミュニティセンター等の施設が立地しています。周囲を丘陵地に囲まれていることもあり、天王川による水害リスクとして浸水深 5mを越える浸水が想定されています。

現状では農地が多く住宅は少ないものの、低層の建物がほとんどであることから、洪水発生のおそれがある時は、地区に隣接する丘陵地に位置し指定避難地である宮崎小学校への早期避難などの対策が必要になっています。また、宮崎小学校の西側斜面に土砂災害特別警戒区域があることから、避難路を確保する対策が重要です。

２．防災まちづくりの将来像、取り組み方針

（１）防災まちづくりの将来像

水害や土砂災害による災害リスクの分析結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から総合的に防災対策を推進し、災害リスクの回避・低減に努めるとともに、災害リスクの状況を住民と共有し、土地利用や居住の誘導を進めることが重要になります。

本町における都市づくりの理念に基づき、総合振興計画、地域防災計画における基本的な方針を踏まえ、防災まちづくりの将来像を以下に設定します。

都市づくりの理念

越前の豊かな暮らし、地域の風土に育まれた暮らしの継承

■第三次越前町総合振興計画

快適で安全に住み続けられるまちづくりーくらしの安全確保

○安全に安心して住み続けられる環境づくりを目指し、近年増加傾向にある自然災害への対応や大規模災害への備え、防犯対策の強化、交通安全の確保に向けた対策など、防災力・防犯力の強化を図り、地域住民と行政の協働による地域力の強化を推進します。

・治水、土砂災害対策の推進
・自助・共助による自主避難体制の確立
・地域防災力の向上

■越前町地域防災計画

目　　的：町民の生命及び財産を災害から守る

理　　念：災害に強いまちづくり

防災ﾋﾞｼﾞｮﾝ：

○災害に強いまちなみの整備
- ・災害に強いまちなみの整備
- ・地震・土砂災害等からの安全確保

○防災体制の強化
- ・要配慮者の安全確保
- ・防災拠点施設の機能整備・強化
- ・実践的な防災訓練の実施
- ・地域特性に応じた避難体制の確立
- ・救援・救護体制の実施体制の確立

○防災行動力の向上
- ・町民・関係機関・職員の災害時行動力の強化
- ・応援・ボランティア受入体制の確立
- ・地域・事業所の防災体制の強化

防災まちづくりの将来像

災害に強く、地域防災力の高いまちづくり

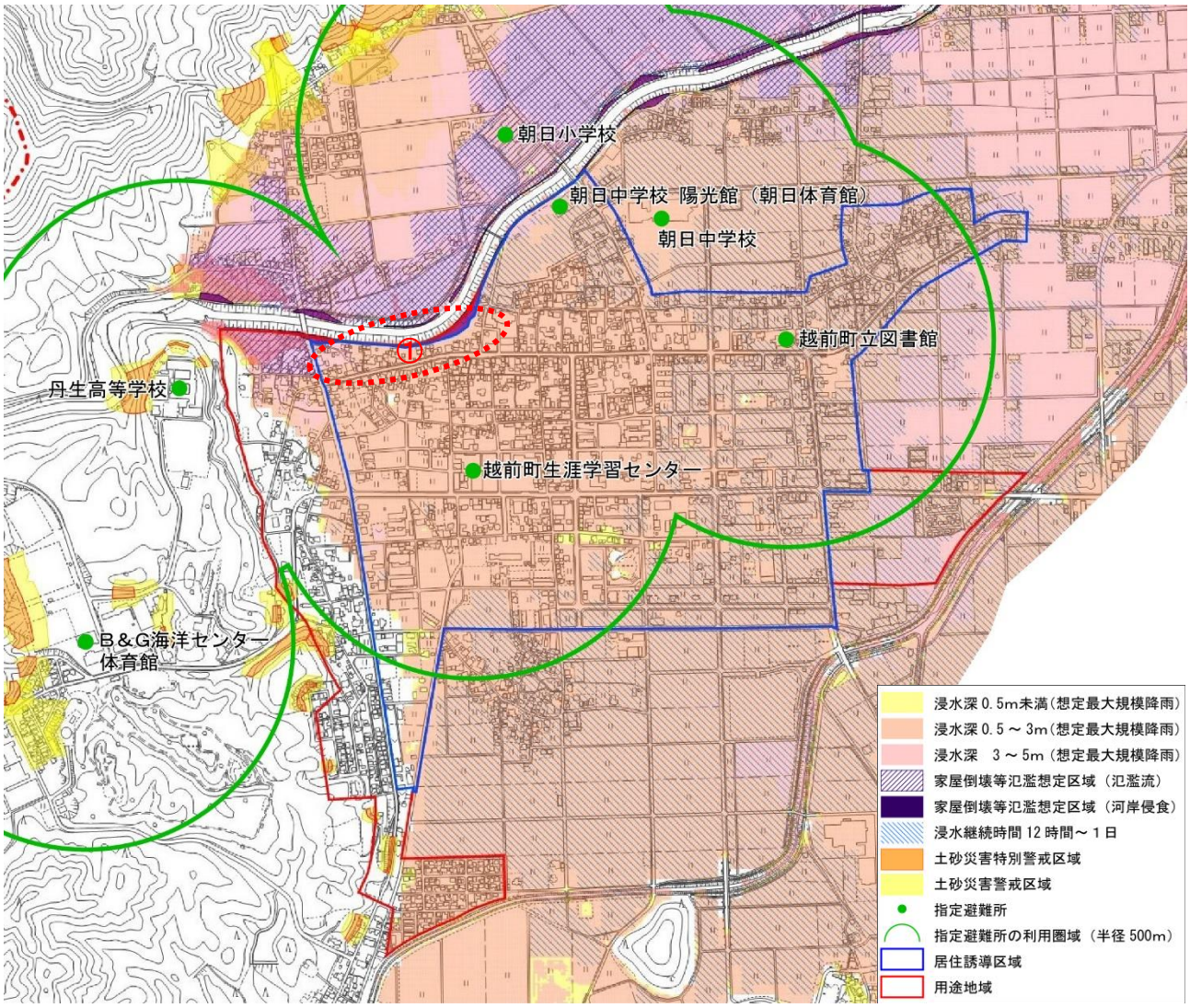
近年の異常気象により集中豪雨が激甚化・頻発化する傾向にあり、河川の氾濫や土砂災害に対する治水・砂防の重要性が高まっています。今後も河川改修や土砂災害対策を促進するとともに、自助・共助・公助の役割分担を考慮し、自主防災組織の質的強化、地域の防災リーダーの育成、災害に対する備えの強化等を図り、災害に強く安全なまちづくりを進めます。

（２）防災上の課題と取組方針

【朝日地区】

防災上の課題	・すべての洪水浸水想定区域で居住を制限することは現実的ではありません。 ・垂直避難が困難な浸水深 3m以上の区域は、居住の制限または十分な避難誘導対策が必要です。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等では、災害発生時には生命や財産（建物等）への被害が大きいことから、居住の制限が必要です。 ・要配慮者利用施設が立地しているため、要配慮者の避難対策が必要です。
取組方針	・浸水深 3m未満の区域は、居住誘導区域から除外しません。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等は、居住誘導区域から除外します。 ・要配慮者利用施設では、越前町地域防災計画に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施する

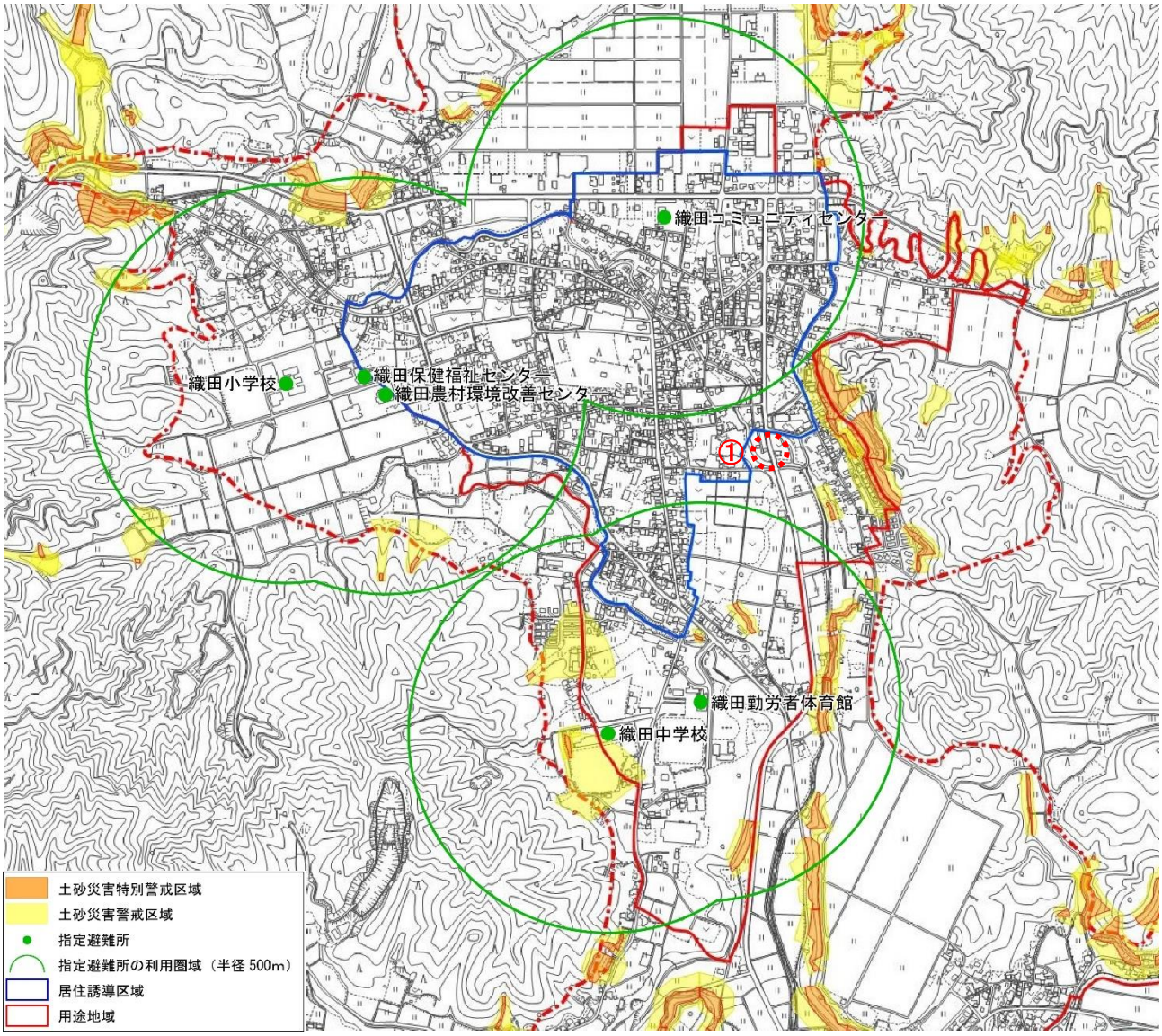
No	災害	課　　題	低減/回避	方　　針
①	洪水	洪水時の河岸侵食により、家屋倒壊のおそれあり	低減	計画的な河川整備 居住誘導区域から除外



【織田地区】

防災上の課題	・すべての洪水浸水想定区域で居住を制限することは現実的ではありません。 ・垂直避難が困難な浸水深 3m以上の区域は、居住の制限または十分な避難誘導対策が必要です。 ・土砂災害警戒区域等では、災害発生時には生命や財産（建物等）への被害が大きいことから、居住の制限が必要です。 ・要配慮者利用施設が立地しているため、要配慮者の避難対策が必要です。
取組方針	・浸水深 3m未満の区域は、居住誘導区域から除外しません。 ・土砂災害警戒区域等は、居住誘導区域から除外します。 ・要配慮者利用施設では、避難確保計画を策定します。

No	災害	課　　題	低減/回避	方　　針
①	洪水	洪水時に浸水深 3m以上の浸水のおそれあり	低減	計画的な河川整備 早期避難対策の実施

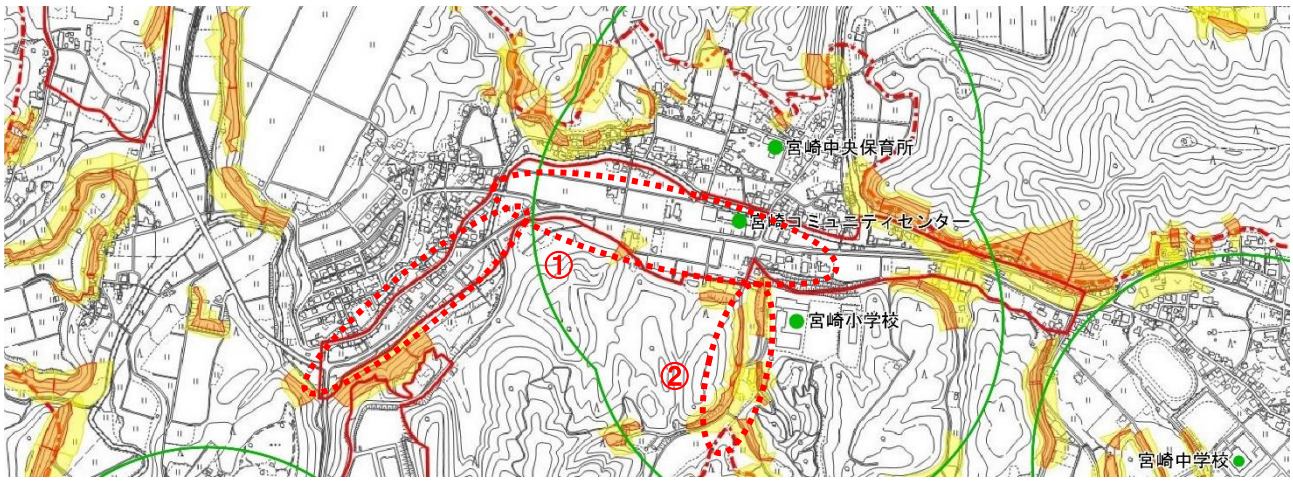


【宮崎地区】

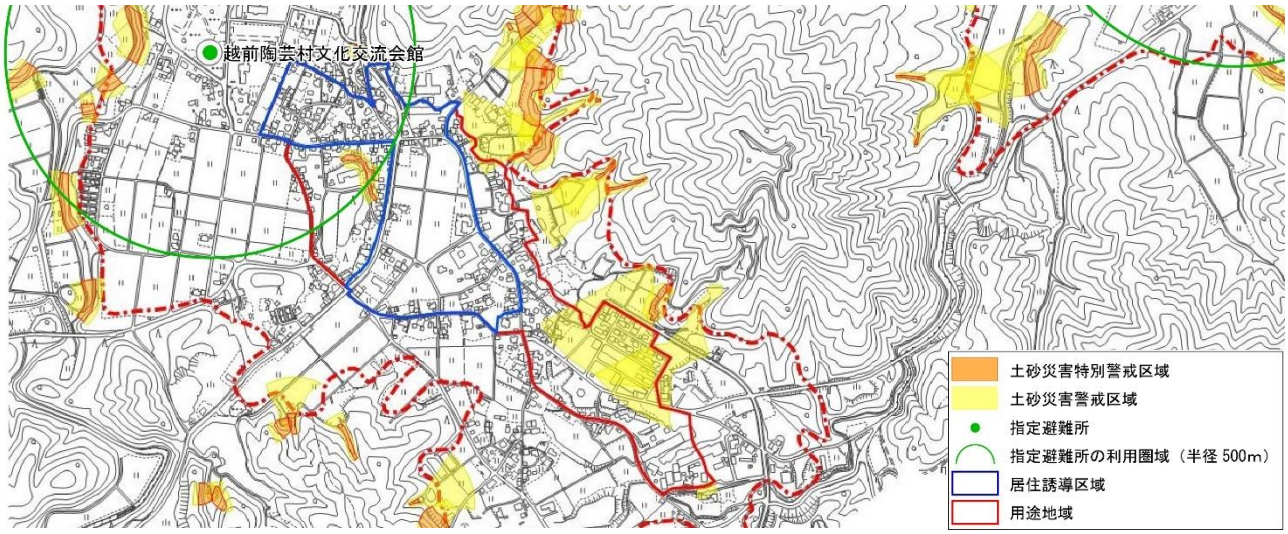
防災上の課題	・江波地区は、ほぼ全域で浸水深 3m以上の浸水が想定されており、水害リスクに対応するため、十分な避難誘導対策が必要です。 ・土砂災害警戒区域等では、災害発生時には生命や財産（建物等）への被害が大きいことから、居住の制限が必要です。 ・要配慮者利用施設が立地しているため、要配慮者の避難対策が必要です。
取組方針	・浸水深 3m以上の区域は、居住誘導区域から除外します。 ・指定避難所である宮崎小学校への早期避難を実施し、避難路を確保します。 ・土砂災害警戒区域等は、居住誘導区域から除外します。 ・要配慮者利用施設では、避難確保計画を策定します。

No	災害	課　　題	低減/回避	方　　針
①	洪水	洪水時に浸水深 3m以上の浸水のおそれあり	低減	計画的な河川整備 早期避難対策の実施
②	土砂	災害時に指定避難所への避難ができないおそれあり	低減	指定避難所への避難路の確保

○江波地区



○小曽原地区



３．具体的な取組とスケジュール

取組方針に基づき、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を設定します。

これらの取組の計画的な進捗を図るため、計画期間内における短期（概ね 5 年程度）、中期（概ね 5～10 年）、長期（概ね 10～20 年）別に実施時期の目標を定めます。

	取組内容（施策）	実施主体	実施時期の目標		
			短期	中期	長期
リスク回避	届出・勧告による居住誘導区域への立地誘導	町	→	→	→
	開発規制	県/町	→	→	→
リスク低減（ハード）	河川改修の促進（天王川：市姫橋～徳万橋上流部）	県/町	→	→	
	避難所等の整備・充実	県/町	→	→	→
	森林環境の保全	県/町	→	→	→
	河川管理施設の適正な維持管理	県/町	→	→	→
	土砂災害特別警戒区域・警戒区域内での土砂災害対策（砂防堰堤、急傾斜対策等）	県	→	→	→
	空き家対策の推進（空き家の流通促進、有効活用、除却の推進）	町	→	→	→
	上下水道施設の耐震化	町	→	→	→
	木造住宅耐震化の促進	町/町民	→	→	→
リスク低減（ソフト）	地域防災計画の改定及び適切な運用	町	→	→	→
	地区防災計画の策定推進	町/町民	→	→	→
	要配慮者利用施設避難確保計画に基づく訓練	町/事業者	→	→	→
	地域防災力の向上（防災訓練、防災知識、自主防災組織の育成支援、ボランティア支援等）	町/町民	→	→	→

第８章　定量的な目標値等

１．計画の評価・検証

本計画は、平成 29 年度に策定し、令和８年度で９年目を迎えることから、評価・検証を行います。

（１）居住誘導区域内に居住する人口

【評価指標の達成状況】

・町全体の人口は平成 27 年から令和７年にかけて約 13%減少しているものの、居住誘導区域内に居住する人口はわずかに増加し、江波地区等を居住誘導区域から除外したことを考慮しても目標値を達成しています。

（ ）内は町全体の人口に対する居住誘導区域に居住する人口の割合

評　価　指　標		単位	平成 27 年	令和２年	令和７年
居住誘導区域内に居住する人口	目標値	人	4,224	4,200	4,200
	実績値	人	4,224 (18.6%)	4,282 (20.1%)	4,305 (21.9%)
（参考）町全体人口		人	22,662	21,218	19,633

【検証結果】

・町全体の人口に対する居住誘導区域内の人口は平成 27 年から令和７年にかけて 18.6%から 21.9%と増加しており、居住誘導区域内への居住誘導が進んでいます。引き続き居住の誘導を推進することが重要です。

（２）都市機能誘導区域内に位置する住民の日常生活を支える都市施設数

【評価指標の達成状況】

・令和２年から金融機関の統合や施設の閉鎖等に伴い、都市施設数は減少しています。

・町全体では都市施設数が減少している一方、朝日地区では「ニジハコ」の設立等により、都市施設数が増加しています。

評　価　指　標		単位	平成 27 年	令和２年	令和７年
都市機能誘導区域内に位置する都市施設数	目標値	施設	34	37	40
	実績値	施設	34	34	30

【検証結果】

・都市施設数は令和２年から令和７年にかけて減少していますが、主に江波地区の除外や金融機関の統合であるので、現状を維持していくことが重要です。

２．目標値の設定

本計画では、将来像の実現に向けた取組の進捗管理を行うため、以下のとおり評価指標と目標値を設定します。

●居住の誘導に関する目標値

評　価　指　標	単位	基　準　値	目　標　値
		令和７年	令和 12 年
居住誘導区域内に居住する人口	人	※4,238	4,200
居住誘導区域内の人口密度	人/ha	20.1	19.9

※前計画で設定された江波地区等における居住誘導区域の人口を除いた数値

・本町の人口の将来見通しでは、令和 27 年には約１万２千人となり、10 年毎に 3,000 人程度減少すると推計されています。こうした人口減少が見込まれる中、居住誘導区域では、都市機能誘導区域における安全・安心な日常生活を支える都市機能の集積を図ることで、定住、移住（危険区域等からの移住を含む）を図り現在と同程度の人口を維持することを目標とします。

●都市機能の誘導に関する目標値

評　価　指　標	単位	基　準　値	目　標　値
		令和７年	令和 12 年
都市機能誘導区域内に位置する 住民の日常生活を支える誘導施設数 （医療、福祉、子育て支援、商業、金融、文化教育施設）	施設	※25	25

※前計画で設定された江波地区等における都市機能誘導区域の都市施設を除いた数値

・住民が住み続けられる環境を確保・維持していくためには、日常生活に必要な都市機能を身近に利用できることが重要です。都市機能誘導区域内にある誘導施設を維持することで、都市機能の利用環境の維持を目標とします。

●公共交通に関する目標値

評　価　指　標	単位	基　準　値	目　標　値
		令和７年	令和 12 年
公共交通利用者数 （路線バス、越前町コミュニティバス、 デマンドタクシーの年間利用者数）	人	205,000	195,000

・住み続けられる環境を確保・維持していくためには、住民の日常生活に必要な移動を支える公共交通を身近に利用できることが重要です。人口当たりの公共交通利用者数を維持することで公共交通の利用環境の維持を目標とします。

●財政に関する目標値

評　価　指　標	単位	基　準　値	目　標　値
		令和 6 年度	令和 8 年度※
公共施設等維持補修費	百万円	268	200※

※目標値は最新の越前町財政健全化計画に基づく

・公共施設の維持補修費の削減に向けては、都市機能の集約と併せて、公共施設の適正配置や集約化・統廃合を推進していくことが重要です。居住誘導区域や都市機能誘導区域への都市機能の集積により維持管理の効率化を図ることで、維持補修費の削減を目標とします。

３．期待される効果

本計画に基づく居住・都市機能の誘導施策などを行うことによる効果として、「住民の越前町に住み続けたい意識の向上」が期待されます。

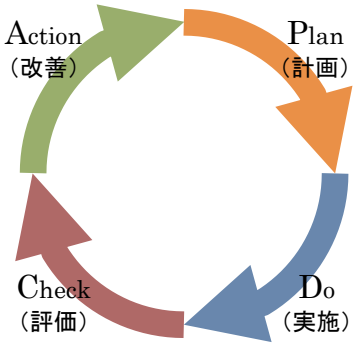
朝日、織田、宮崎の各地区における居住誘導区域内人口の集積、日常生活サービスを支える都市施設の集積、及び町内外の移動を支える公共交通サービスの継続によって、それぞれの地区の生活の中心となる拠点の機能を維持することになり、越前町全体としての持続可能な居住環境の提供に繋がります。

越前町に愛着をもって住み続ける人が増えることで、新たに越前町に魅力を感じて住む人が集まることに繋がると考えます。

４．計画の達成状況に関する評価方法（計画の進行管理）

計画の実現に向けては、長期的な視点に立って継続的に取り組むことになります。このため、計画の達成状況の評価方法として、ＰＤＣＡサイクルを設定し、概ね５年毎に人口や都市施設の立地状況等について調査、分析し、必要に応じて本計画の内容及び関連する都市計画や計画の達成に向けた施策の見直しを行うものとします。

本計画が「Plan(計画)」となり、計画の策定、改定となります。「Do(実施)」では、計画に基づく誘導施策、各種事業の実施になります。「Check(評価)」では、計画の達成、進捗状況を評価・検証することになります。「Action(改善)」は、評価・検証結果に基づいて改善を行い、計画の見直しにつなげていきます。



■計画の進行管理